

2008.8.1 法制問題小委員会ヒヤリング資料

## 「研究開発目的の著作物利用」について

社団法人日本文藝家協会 著作権管理部

## I 当協会著作権管理部での許諾の現状

現在、企業が研究開発のために録音等のデータを蓄積し複製する行為については、  
許諾申請を受け有償にて許諾をしております。 参照①

独立行政法人国立国語研究所の「KOTONOHA」での著作物使用については、著作  
権者の許諾を必要とするが、国語にかかわる研究であり、文藝家協会としては個々  
の会員に著作物使用料なしでの協力を要請し、著作権管理部の扱い業務とはしなか  
った。関連5団体(日本児童文学者協会/日本児童文芸家協会/日本推理作家協会/日本  
文藝家協会/日本ペンクラブ)で協議し、それぞれの会員への協力要請をお願いした。

参照②

## II 「研究開発目的」の範囲が不明確

学術研究(教育・学術)の為の著作物利用と企業の製品開発のための著作物利用と  
の違いなど不明確なため、運用の範囲が不明瞭である。企業の研究開発は、当然  
製品化のために研究が進められているのであろうから、著作物使用にあたっては  
その対価が必要であると当協会は判断するが、委員会の議論の中で明確に分けて  
いただきたい。

※ ①, ②については メインテーブルにのみ 配布  
(事務局注)